

盛岡地方振興局長告示第138号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年12月19日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370102154	デイサービスにこトピア青山	盛岡市青山一丁目2番13号	平成20年11月30日
0370102444	小規模デイサービスふきのとう	盛岡市西松園四丁目28番3号	〃

2 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370102162	ショートステイにこトピア青山	盛岡市青山一丁目2番13号	平成20年11月30日